

横浜市地下街防災推進事業費補助金交付要綱

制定	平成27年1月16日	都再第1256号（副市長決裁）
改正	平成27年5月1日	都再第200号
改正	平成28年12月28日	都再第1175号
改正	令和2年6月17日	都再第334号
改正	令和3年3月25日	都再第1801号
改正	令和3年4月28日	都横み第48号

（通則）

第1条 横浜市地下街防災推進事業費補助金（以下「補助金」という）の交付に関しては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）及び横浜市地下街防災推進事業制度要綱（平成27年1月16日。以下「制度要綱」という。）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付対象は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 地下街防災推進計画の策定
 - ア 安全点検・調査
 - イ 避難検討
 - ウ 計画作成
- (2) 地下街防災推進事業
 - ア 通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備及びその整備と併せて実施する漏水対策（地下街管理会社が所有又は管理する施設に限る）
 - イ 避難施設、防災施設の整備
 - ウ 避難啓発活動

（補助金の額）

第3条 市が交付する補助金の額は、予算の範囲内において、次に定める事業に要する費用の3分の1以内とする。

- (1) 地下街防災推進計画の策定

地下街防災推進計画の策定に要する、次に掲げる費用

ア 安全点検・調査費

現況調査、耐震診断等安全点検・調査に要する費用

イ 避難検討費

避難検討にあたり必要な避難シミュレーション、近隣施設や店舗等との調整に要する費用

ウ 計画作成費

整備手法、年次計画等の地下街防災推進計画の作成に要する費用

(2) 地下街防災推進事業

地下街防災推進計画に基づき実施される次の事業に要する費用

ア 通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備及びその整備と併せて実施する漏水対策（地下街管理会社が所有又は管理する施設に限る）

通路（一般店舗等の専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く）、電気室、機械室等の公共的空間における防災性向上のため施設の整備及びその整備と併せて実施する漏水対策に要する費用（ただし、浸水防止対策については地上部に通じる給排気・排煙設備から地下街への雨水等の流入防止対策に限る）

イ 避難施設、防災施設の整備

避難施設（非常用照明装置、避難誘導施設、緊急時情報提供設備等）、防災施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、換気設備・開口部、非常用発電設備等）の整備に要する費用

ウ 避難啓発活動

利用者等への避難啓発活動に要する費用

2 補助事業に要する経費には消費税を含み、千円未満の額は切り捨てるものとする。

（事業計画書の提出）

第4条 補助金を受けようとする者は、横浜市地下街防災推進事業計画書（第1号様式）を作成し、市長に提出しなければならない。

（交付申請）

第5条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、各年度の補助事業の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市地下街防災推進事業補助金交付申請書（第2号様式）とする。
- 3 補助金規則第5条第2項第1号に規定されている事業計画書は、第1号様式とする。
- 4 補助金規則第5条第2項第3号に規定されている収支予算書は、第2号様式の2を用いなければならない。
- 5 補助金規則第5条第2項第4号に規定されている補助金の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類は、前項の収支予算書を用いなければならない。
- 6 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、補助金の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

（交付決定通知）

第6条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定の通知は、横浜市地下街防災推進事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

- 2 市長は、前項の補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。
- 3 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市地下街防災推進事業補助金不交付決定通知書（第3号様式の2）により行うものとする。

（交付申請の取下げの期日）

第7条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が横浜市地下街防災推進事業補助金交付決定通知書の交付を受けた日から起算して30日以内の日とする。

（事業の変更等）

- 第8条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号の規定による変更の承認申請を行う場合は、地下街防災推進事業に係る補助事業等変更承認申請書（第4号様式）を用いなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第2号の規定による中止・廃止の承認申請を行う場合は、地下街防災推進事業に係る補助事業等中止・廃止承認申請書（第5号様式）を用いなければならない。

（補助金の増（減）額交付決定及び通知）

第9条 市長は、前条の規定に基づく補助事業の変更及び中止、廃止を承認したとき

は、当該年度の補助金の増（減）額について交付の決定を行い、地下街防災推進に係る補助事業（変更・中止・廃止）に伴う補助金増（減）額交付決定通知書（第6号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金額増（減）額交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

（状況報告）

第10条 補助金規則第12条第1項の規定により、市長から報告を求められた補助事業者は、地下街防災推進事業状況報告書（第7号様式）により市長に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が補助金交付年度内に完了しない見込みであるときは、前項の様式に、その理由を付して、事業年度の3月10日までに市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

- (1) 補助金規則第14条第1項第1号の規定に基づく書類
地下街防災推進事業完了届（第8号様式）
- (2) 補助金規則第14条第1項第2号の規定に基づく決算書
収支計算報告書（第8号様式の2）
- 2 補助金規則第14条第1項第6号の規定に基づき市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類及び各年度の補助事業の内容を考慮し、市長がその都度定めるものとする。
 - (1) 検査済証又はこれに類する書類の写し
 - (2) 工事費等の精算に関する書類（領収書等）
 - (3) 入札の結果がわかる書類又は見積書の写し
 - (4) 工事完成写真
 - (5) その他事業の完了を証するために必要な書類
- 3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付又は記載を省略させることができる書類及び事項は、補助事業が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。
- 4 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業に係る全ての領収書等とする。
- 5 補助事業者は、前項の領収書等を、実績報告書に添付しなかった場合は、市の会

計年度の終了日までに市長に提出するものとし、それが困難な場合は、補助金規則第14条第1項に規定する様式に当該領収書等の内容及び提出が困難な理由を記載し提出しなければならない。この場合において、当該領収書等を市の会計年度の終了日から1か月以内に市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、地下街防災推進事業完了検査済及び補助金額確定通知書(第9号様式)により行うものとする。

(補助金交付の請求)

第13条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金交付の請求は、地下街防災推進事業補助金交付請求書(第10号様式)により行わなければならない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を補助事業者を求めることができる。

- (1) この要綱に従って補助事業が行われなかったとき。
- (2) 第11条第5項の規定に基づき実績報告書に領収書等の添付を省略し、後日領収書等を提出した場合において、第2条に定める補助事業に要する経費の変更が明らかになったとき。

(入札又は見積書の徴収の例外)

第15条 補助金規則第24条ただし書きの規定により市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合に該当するときには、その理由を説明した書類を市長に提出しなければならない。

(関連書類の保存期間)

第16条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める取得財産に係る耐用年数の期間(以下「省令に定める期間」という。)と同じ期間保存しなければならない。

(管理方法等に関する協議)

第17条 補助事業者は、補助を受けて整備した施設の適正な維持管理に努めるとともに、管理方法等について市長が協議を求めた場合は、これに応じなければならない。

い。

(財産の処分の関係)

第 18 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、省令に定める期間とする。

2 補助事業者は、前項に定める期間内に制度要綱第 1 条に定める目的に反することなく財産の処分をしようとするときは、あらかじめ地下街防災推進事業に係る財産処分協議申請書（第 11 号様式）を用い、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の協議を受けたときは、1 か月以内に財産処分の可否について申請者に通知するものとする。

4 補助事業者は、第 2 項に定める期間を超過して、財産の処分をしようとするときは、あらかじめ地下街防災推進事業に係る財産処分届（第 12 号様式）により市長に届け出なければならない。

(取得財産の名義書換)

第 19 条 補助事業者は、取得財産について、名義を書き換える場合には、事前に文書により市長に報告し、承認を受けなければならない。

2 名義書換により新たに財産を取得する者は、この要綱に規定する事項を守らなければならない。

(整備効果の報告)

第 20 条 補助事業者は、地下街防災推進対策の供用開始日から一年が経過した時点で整備効果について、都市整備局長に報告すること。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附則（平成27年 5 月 1 日都再第200号）

改正後の要綱は平成27年 5 月 1 日から施行する。

附則（平成28年12月28日都再第1175号）

改正後の要綱は平成28年12月28日から施行する。

附則（令和 2 年 6 月 17 日都再第334号）

改正後の要綱は令和 2 年 6 月 17 日から施行する。

附則（令和3年3月25日都再第1801号）

改正後の要綱は令和3年3月25日から施行する。

附則（令和3年4月28日都横み第48号）

改正後の要綱は令和3年4月28日から施行する。